

## タウンミーティング（壬生川地区）

# 「地域防災における課題及び要望」に対する回答

開催日： 令和元年11月28日（木） 10時～11時30分

開催地域： 壬生川地区（壬生川公民館開催）

	地域・団体		回 答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
1	明理川 自治会	新川の河床が上がっていると思われる。 上流から流れてくる砂及び材木等が溜まり河床が上がっている。大雨等の災害で洪水になることが心配される。早急に河床の掃除または土手の補強、川幅の拡張等をしていただきたい。	新川は、県が管理する2級河川であることから、東予地方局建設部に照会したところ、「堆積土砂の撤去については、限られた予算の中で緊急性の高い箇所から計画的に実施しており、今後も予算要望を継続するとともに可能な限り撤去に努める。また県では平成26年度以降、毎年堤防点検を実施しており、変状等が確認された場合には速やかに修繕等を行っている。」との回答がありました。	港湾河川課 0897- 52-1543
2	栄町 自治会	集会所を避難所に使いたいと考えている。 その場合、設備が不足しているので充実を図りたい。サンプル的に仮に毛布2～3枚、非常食等2～3人前配備してもらえないか。	集会所を地域の避難場所として、地域の方々と話し合い活用していただくことは、地域で助け合う共助の取り組みとして有効な手段となります。集会所への備蓄についても、この共助の取り組みとして自治会の負担若しくは避難者自らが持参するなどの対策をお願いします。	
3	交通安全協会 壬生川支部	壬生川地区の避難場所はどのようになっているのか詳しく説明してほしい。	指定緊急避難場所は次の通りです。 ＜地震＞壬生川小学校グラウンド、大新田公園、喜多台児童遊園 ＜津波＞壬生川小学校校舎・体育館、壬生川公民館、北星会館、喜多台児童遊園 ＜洪水＞壬生川小学校校舎・体育館、壬生川公民館、北星会館 ※津波と洪水の際に建物に避難する場合は2階以上に避難してください。 なお、防災ひろばは、地震や津波の際の緊急避難場所としてご利用ください。	危機管理課 0897- 52-1282
4	社会福祉協議会 壬生川支部	転出者の放置家屋、高齢者の入院による不在家屋が増加し、庭木の手入れがなく、伸び放題の状態になっている。千葉県での台風による倒木が電線の切断となり長期の停電となったことを忘れてはならない。地域住民が勝手に入って剪定するわけにもいかず、行政での対応が望まれる。	空き家等の庭木手入れに関しては「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」により、土地の占有者が清掃等により清潔を保ち、地域の生活環境保全に努めなければならないと定められており、原則、土地の所有者が管理することになっております。 また法律により、行政といえども私有地に勝手に立ち入って草や木を剪定することはできません。 市役所では、地域の方から苦情等が寄せられた場合、その土地の所有者や管理者を特定し、木々や雑草の除去、適正な管理を実施するよう依頼文書を送付しています。 お気づきの箇所がございましたら、本庁環境課、または東予総合支所市民福祉課にご相談ください。	環境課 0897- 52-1382  支所市民福祉課（生活環境係） 0898- 64-2729
5	交通安全協会 壬生川支部	警察の跡地はその後（平成30年度タウンミーティング後）どうなっているか。	西条西警察跡地は、防災ひろばとして10月11日から整備工事に着工し、令和2年1月7日に完成する予定となっております。	危機管理課 0897- 52-1282